

令和8年度 まんのう町
総合防災マップ作成業務
公募型プロポーザル実施要領

令和8年6月
まんのう町

1. 趣旨

令和 8 年度 まんのう町総合防災マップ作成業務について、委託先を技術提案書により選定し、委託契約を行うための必要な手続き等について定めるものである。

2. 委託業務名

令和 8 年度 まんのう町総合防災マップ作成業務

3. 業務場所

まんのう町全域

4. 委託業務の目的

「令和 8 年度まんのう町総合防災マップ作成業務」は、想定される各種災害（土砂災害、風水害、地震）の情報も含めたマルチハザードマップとなる防災ツールを作成することにより、各種災害対応に必要となる情報を町民にわかりやすく提供し、防災意識の向上を図ることによる被害を軽減させことを目的とする。

本業務では、既存マップとの整合も図り、かつ現行の避難場所等の適正を見直すとともに、避難場所及び洪水・浸水範囲、土砂災害区域、想定地震による震度マップを町民に周知するための総合防災マップを作成するものとする。

5. 委託業務の内容

別紙「令和 8 年度まんのう町総合防災マップ作成業務 特記仕様書」のとおり

6. 委託業務期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 17 日までとする。

7. 委託金額の上限

金 2 2, 3 1 9, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※上記金額には、版下制作費、印刷費その他の本委託業務の実施に係る全ての費用を含む。

8. 技術提案（プロポーザル）の手続き等のスケジュール

(1) 実施要領等の公告	令和8年6月24日（水）
(2) 参加表明書の提出期限	令和8年7月8日（水）まで
(3) 参加資格確認結果通知	令和8年7月17日（金）
(4) 質疑の締切	令和8年7月22日（水）まで
(5) 質疑の回答	令和8年7月27日（月）まで
(6) 技術提案書の提出期限	令和8年8月3日（月）まで
(7) プレゼンテーション	令和8年8月7日（金）予定
(8) 委託事業者特定	令和8年8月14日（金）予定
(9) 委託契約の締結	令和8年8月18日（火）予定

9. 参加資格要件

本技術提案（プロポーザル）に参加できるものは、本技術提案（プロポーザル）の公告日現在において、次に掲げる要件をすべて満たしている単体企業とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) まんのう町入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント業務等）に登載されている者であること。
- (3) 香川県内に本社・本店・支店・支社・営業所を有する者であること。
- (4) まんのう町建設工事指名停止等に関する規則（平成18年3月20日規則第97号）の規定による指名の停止を受けていないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続きの申立てがなされている者でないこと。
- (6) 建設コンサルタント登録規定に基づく「河川、砂防及び海岸・海洋部門」の登録を受けていること。
- (7) 個人情報保護の観点から「ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム：ISMS）」、「JISQ15001（個人情報保護マネジメントシステム：プライバシーマーク）」、「LGWAN-ASP コード」のいずれかの認証を有すること。

- (8) 企業の実績は、過去 10 年以内（2016 年 4 月 1 日以降に香川県、愛媛県、徳島県、高知県内の市町村が発注し、引渡しが完了したものに限る。）に、同種業務（河川洪水、土砂災害、ため池等の 3 種類以上）を含んだ防災マップ作成の実績を有すること。
- (9) 配置予定管理技術者は、同種業務の作業経験と必要な資格があり、仕様書に基づいて確実な履行ができる者であること。作業経験とは、過去 5 年以内（2021 年 4 月 1 日以降に香川県、愛媛県、徳島県、高知県内の市町村が発注し、引渡しが完了したものに限る。）に同種業務の管理（主任）技術者又は担当技術者として従事した経験とする。必要な資格とは、技術士又は RCCM の「河川、砂防及び海岸・海洋」及び「空間情報総括監理技術者」を有する者とする。

10. 参加表明及び選定

前項の参加資格要件を満たし、本技術提案（プロポーザル）に参加の意思がある者は、様式第 1 号から様式第 5 号までを提出すること。

- (1) 参加表明書の提出期限 令和 8 年 7 月 8 日（水）午後 5 時必着
- (2) 参加表明書の提出方法 直接持参によるものとする。

なお、業務実績として記載した業務に係る契約書等の写し（業務実績の内容及び配置予定管理技術者が業務に従事したことが確認できる契約書、仕様書、業務計画書、業務報告書等の該当ページ）を提出すること。ただし、当該業務が一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録されており、業務実績の内容及び配置予定管理技術者が業務に従事したことが確認できる場合は、その出力データを証明資料として添付すれば、契約書等の写しを提出する必要はない。

- (3) 提出された参加表明書を基に審査を実施し、参加資格確認結果通知書を 令和 8 年 7 月 17 日（金） までに通知する。

11. 技術提案書等の記載事項等に関する質疑

技術提案書等の記載事項等について、不明な点がある場合は、次のとおり質疑書（様式第 6 号）を提出すること。回答については、参加資格確認結果通知書で

「参加資格有り」の者に対して、電子メールまたはFAXにて通知する。

(1) 提出期限 令和8年7月22日(水)午後5時必着

(2) 提出方法 直接持参またはFAXによるものとする。

ただし、FAXの場合は着信の確認をおこなうこと。

1.2. 技術提案書等の提出

参加資格確認審査により参加が可となった者（以下「技術提案者」という。）は、次のとおり技術提案書を提出すること。

(1) 提出期限 令和8年8月3日(月)午後5時必着

(2) 提出方法 直接持参によるものとする。

(3) 提出物は次のとおりとする。

(ア) 技術提案書

- ・技術提案書提出届（様式第7号）

A4サイズ1枚（片面）

- ・①実施方針、②業務フロー（様式第8号）

A4サイズ1枚（片面）

- ・③実施体制（様式第9号）

A4サイズ1枚（片面）

- ・④工程計画（様式第10号）

A4サイズ1枚（片面）

- ・⑤提案内容（様式第11号）

A4サイズ5枚以内（片面）

(イ) 見積書

様式については、自由とするが、内訳がわかるようにすること。

（特にマップ印刷で、版代と印刷代それぞれわかるように記載すること。）

(4) 提出部数

(ア) 技術提案書 8部

(イ) 見積書（内訳書を含む。） 1部

1 3. 技術提案書の記載内容

技術提案者は、別紙「仕様書」に基づき作成すること。なお、提案書が適正でない場合は、失格とする。適正でない項目とは次のものを言う。

- (1) 提案内容に対する根拠が明らかでない。
- (2) 仕様書で定められた技術提案が求める範囲を逸脱したもの。
- (3) 法律、規則等に抵触するもの。

1 4. プレゼンテーションの実施

選定委員会で1提案あたり、20分以内のプレゼンテーションを行い、質疑応答及び審査（10分程度）を行う。（詳細については、別途通知する。）

ただし、技術提案者が多数ある場合は、選定委員会で書類審査による審査及び評価を行い、3者を選定する。

(1) 日時等

令和8年8月7日（金）予定

※時間については、別途通知する。

(2) 方法等

- ・出席者は、管理技術者を含め4名まで。
- ・技術提案書の内容に沿って説明すること。
- ・パワーポイントの使用は可とする。ただし、表示内容は技術提案書の抜粋とし、技術提案書に記載のない表示を行ってはならない。
- ・業務実績として、公開済みの総合防災マップを説明資料とすることは、可とする。
- ・プレゼンテーションに出席しない場合は、失格とする。

1 5. 受託候補者の選定

提出された資料及びプレゼンテーション内容を基に、次に示す評価基準に従い評価値を算出し、評価値が最も高い技術提案者を最優秀提案者として優先交渉権者とする。また、次点を優秀提案者とし次選交渉者として順位を付して選出する。

なお、評価値が同点の場合は、見積金額が低い提案者を優先交渉者とし、見積金額も同額の場合には、提案者から再度の見積書提出により、見積金額の低い提

案者を優先交渉者とする。

【評価基準】

番号	評価項目		評価点
1	組織概要	組織の資格等	10点
		同種業務の実績	10点
		まんのう町における業務実績	10点
2	配置予定管理 技術者	配置予定管理技術者の資格等	10点
		同種業務に従事した実績	10点
3	見積書		30点
4	技術提案	実施方針	10点
		実施体制	10点
		業務フロー及び工程計画	10点
		提案内容	50点
5	プレゼン	プレゼンテーション	40点
計			200点

16. 選定結果通知

選定結果については、技術提案プレゼンテーションを行った、すべての技術提案者に書面にて通知する。

17. 契約の締結

受託候補者と契約に関する協議を行い、契約条件について合意に達した後に、委託契約を締結する。ただし、受託候補者と契約条件について合意に達しなかったときは、次点の優秀提案者を受託候補者とする。

18. その他留意事項

- (1) 提案は1業者につき1つとし、複数の提案は認めない。
- (2) 提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、必要な場合には

提案書等の内容をまんのう町が無償で使用できることとする。

(3) 提出物は、提案者に返却しないものとする。

(4) 提案に係るすべての書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(5) 提出期限後の問合せ、追加及び修正には応じない。

(6) 提出した書類に虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった場合は、失格とする。

(7) 選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

19. 問合せ先及び書類提出先

〒766-8503

香川県仲多度郡まんのう町吉野下430番地

まんのう町総務課（担当：小野）

TEL 0877-73-0100

FAX 0877-73-5668